

VII. 諸比率・その他

● 経営諸効率指標

(単位：％)

	平成18年中間期			平成19年中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用利回り	2.36	2.42	2.37	2.38	2.03	2.37
資金調達原価	1.87	—	1.87	2.14	—	2.14
総資金利鞘	0.49	—	0.50	0.24	—	0.23

● 利益率

(単位：％)

種 類	平成18年中間期	平成19年中間期
総資産経常利益率	0.35	△0.12
資本経常利益率	7.64	△2.71
総資産中間純利益率	0.13	0.04
資本中間純利益率	3.03	0.87

● 単体自己資本比率（国内基準）

(単位：百万円)

項 目		平成18年中間期	平成19年中間期
基 本 的 項 目 (Tier1)	資 本 金	2,100	2,100
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	679	679
	その他の資本剰余金	—	—
	利益準備金	574	595
	その他の利益剰余金	6,978	7,154
	その他の	—	—
	自己株式(△)	27	31
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	45	45
	その他の価証券の評価差損(△)	458	1,215
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
補 完 的 項 目 (Tier2)	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額	—	—
	計 (A)	9,801	9,236
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	803	770
	一般貸倒引当金	1,548	1,320
	負債性資本調達手段等	—	1,000
控 除 項 目	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務および期限付優先株(注3)	—	1,000
	計	2,352	3,091
自 己 資 本 額	うち自己資本への算入額(B)	1,644	2,581
	控 除 項 目 (注4) (C)	100	50
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等	(A) + (B) - (C) (D)	11,344	11,767
	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	133,532	118,977
	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	942	725
	信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額 (E)	—	119,703
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	—	10,038
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	803
	計 (E) + (F) (注5) (H)	134,474	129,742
単体自己資本比率（国内基準） = $\frac{D}{H} \times 100$		8.43%	9.07%
(参考) Tier1比率 = $\frac{A}{H} \times 100$		—	7.11%

- (注) 1. 告示第40条第2項（旧告示第30条第2項）に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第41条第1項第3号（旧告示第31条第1項第3号）に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号（旧告示第31条第1項第4号及び第5号）に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号（旧告示第32条第1項）に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。
5. 平成18年中間期の金額は、「資産（オン・バランス）項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。